

⑧高速道路の東北地方無料措置の見直しについて

今まで、被災証明書の提示があれば「水戸IC」で乗り降りすることによって高速道路を無料で利用できましたが、2011年12月から制度が見直され、被災証明書がなくても茨城県の水戸以北は無料でご利用できるようになりました。

【被災地支援・観光振興】一書面の必要がない無料措置を開始します。一

■無料措置の取り扱い

日にち、車種などに応じた次の無料区分の通行料金が無料になります。

※有料区分を含む場合は有料区分の通行料金をいただきます。

(1)【毎日・全車種】

<ETC・一般>

右地図の太線で示す区間が無料区分です。

(2)【休日等*の「普通車」「軽自動車等】

<ETC限定>

右地図の太線、点線で示す区間が無料区分です。

*休日等：土曜日・休日、平成24年1月3日、平成24年3月19日

※インターチェンジ相互間に複数の経路がある場合は、最短経路上の無料区分が無料になります。また、有料区分の通行料金も最短経路による額となります。通行料金については、ご利用前にご確認ください。

※通行料金のお支払がない(0円)の場合でも、ETCではETCカードを車載器に挿入し、ETC以外では通行券によりご利用ください。

【避難者支援】

一書面を必要とする無料措置については、対象や範囲を縮小します。一

<注意> 笠間市は対象から外れます。

■対象となる方

①地図の着色された避難元区域からこの区域外に避難している方

岩手県・宮城県・福島県（各県とも全域）

青森県のうち階上町、八戸市、おいらせ町

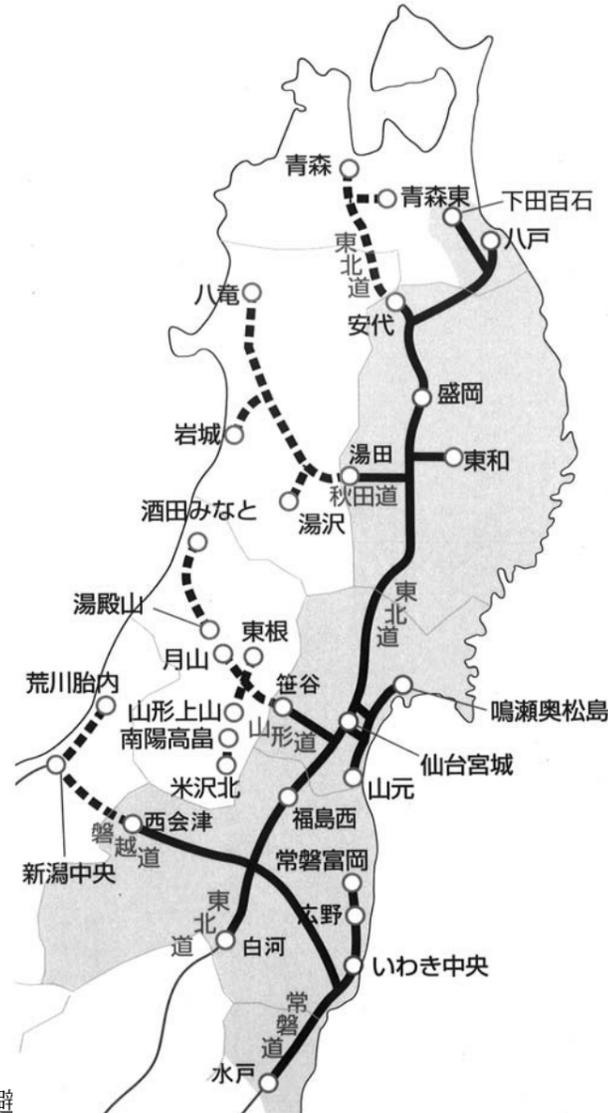
茨城県のうち水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、大洗町、常陸大宮市、那珂市、城里町、東海村、大子町

②東日本大震災発生時に国が定める原発事故の避難区域に居住していた方

詳しくは、NEXCO東日本のチラシ・ホームページ等でご確認ください。

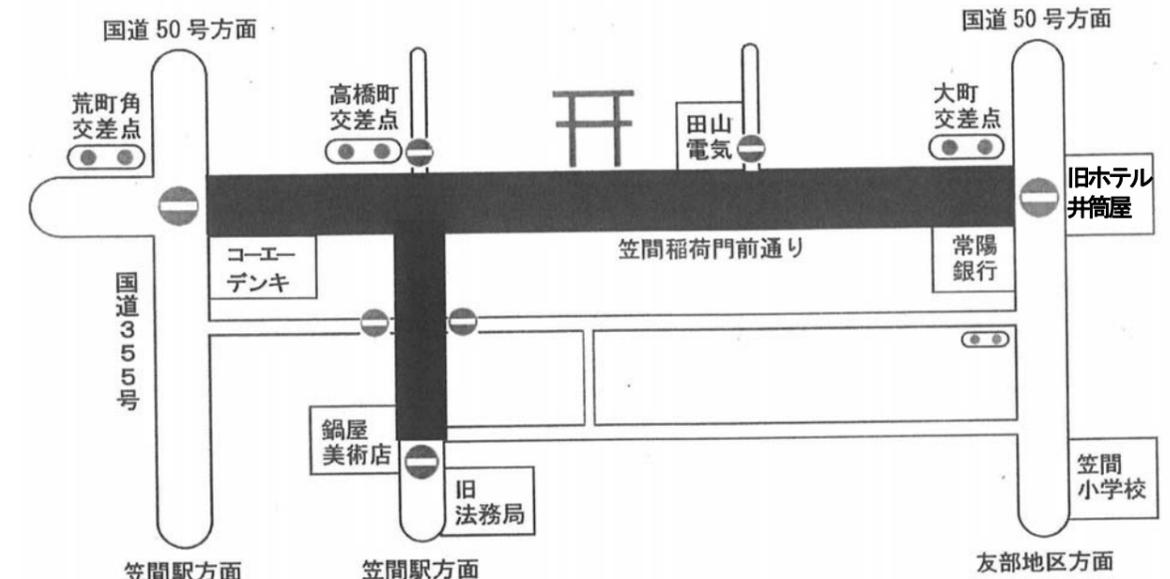
問 NEXCO 東日本お客さまセンター TEL 0570-024-024

ホームページ <http://www.driveplaza.com/>



⑨年末年始 笠間稲荷神社周辺の交通規制について

平成23年12月31日(土)から平成24年1月3日(火)まで、次の通り交通規制を行います。ご理解・ご協力をお願いします。



<塗りつぶしの部分>

規制箇所 ○荒町角交差点から大町交差点までの区間 約350m

○高橋町交差点から旧法務局角のT字路までの区間 約150m

規制時間 ☆平成23年12月31日(土)午後11時～平成24年1月1日(日)午後7時

☆平成24年1月2日(月)午前9時～午後7時

☆平成24年1月3日(火)午前9時～午後5時

規制内容 車両全面通行止め(歩行者専用)

※参拝者の安全確保のため規制時間を変更することがあります。

問 (社)笠間観光協会 TEL 0296-72-9222

⑩<介護保険>要介護(要支援)認定を受けている方の税控除(障害者控除)について

納税者本人または生計を一にする方が、所得税法および地方税法上の障害者に該当する場合は、一定額の所得控除(障害者控除)を受けることができます。

65歳以上で要介護(要支援)認定を受けている方は、障害者手帳などが交付されていなくても、障害者と同程度であると福祉事務局長が認定する場合は、障害者控除の対象となります。

この場合、「障害者控除対象者認定証」が必要になりますので、認定証が必要な方は、次へ申請して事前にご用意ください。

○申請場所 高齢福祉課または各支所福祉課

○必要なもの 対象者の印鑑

○申請期限 12月28日(水)

※主治医意見書で心身の状態を確認します。認定された方には認定証を、該当しなかった方には非該当通知書を、申請日の翌日以降に交付します。

※昨年(平成22年)認定証を交付された方は、本年以降も有効に使用できますので、申請の必要がありません。ただし、心身の状態が変わった場合は再申請の必要があります。詳しくは担当までお問い合わせください。

申・問 高齢福祉課(内線171) 笠間支所福祉課(内線72134) 岩間支所福祉課(内線73172)

広報紙は笠間市ホームページでもご覧になれます。